

第6章 水道メーターの設置

メーターは、給水装置に取り付け需要者が使用する水量を積算計量する計量器であって、その計量水量は料金計算の基礎となるものである。なお、メーターは計量法（平成4年・法律第51号）に合格したものを上下水道局が貸与する。

第1節 メーターの種類

メーター口径により次の種類とする。

表6-1

口 径	メーターの種類
13mm	接線流羽根車単箱乾式（直読式）
20mm～25mm	接線流羽根車複箱乾式（直読式）
40mm以上	湿式たて型軸流羽根車式（直読式）（電子式） （たて型ウォルトマン型）

第2節 メーター等の設置位置及び設置方法

- (1) 直結式給水方式によるものについては、専用・共用、又は連合給水装置ごとに1個とし、メーターの口径は、給水管と同口径とする。ただし、管理者が認めた場合はこのかぎりでない。
- (2) メーターは、官民境界から1m以内で道路側の門・玄関に近接した宅地内の検針が容易な場所に設置すること。ただし、管理者が認めた場合はこのかぎりでない。
- (3) メーターを傾斜して取り付けると感度の低下や耐久力を減ずる原因となるので、水平に取り付けること。
- (4) メーターは、検針及び取替えが容易であり、汚染又は外荷重による破損の恐れがない位置であること。
- (5) メーターは、車の通行しない場所に設置すること。
- (6) 共同住宅等に数個のメーターを並べて設置する場合は、メーターのボックスに部屋番号等を記入し、わかりやすくすること。
- (7) 口径50mm以下のメーターの上流側にはメーター用伸縮止水栓を、75mm以上のメーターの上流側に仕切弁を取り付け、下流側には仕切弁、逆止弁を取り付けること。口径13~25、40mm以下の下流側に逆止弁もしくは逆止弁付きユニオンを取り付けること。（図6-7~10参照）
- (8) メーターボックスは、メーター口径に応じたボックスを使用すること。
- (9) メーターの凍結を防止するため、古い毛布や布切れ等をビニール袋に入れてボックス内につめ保温

メーター13～25mm

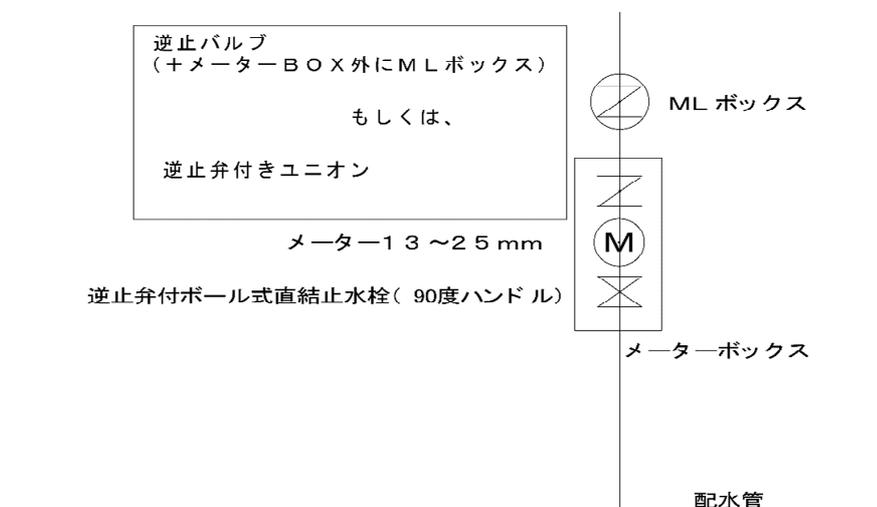


図6-7 逆止弁設置参考図(13～25mm用)

メーター40mm

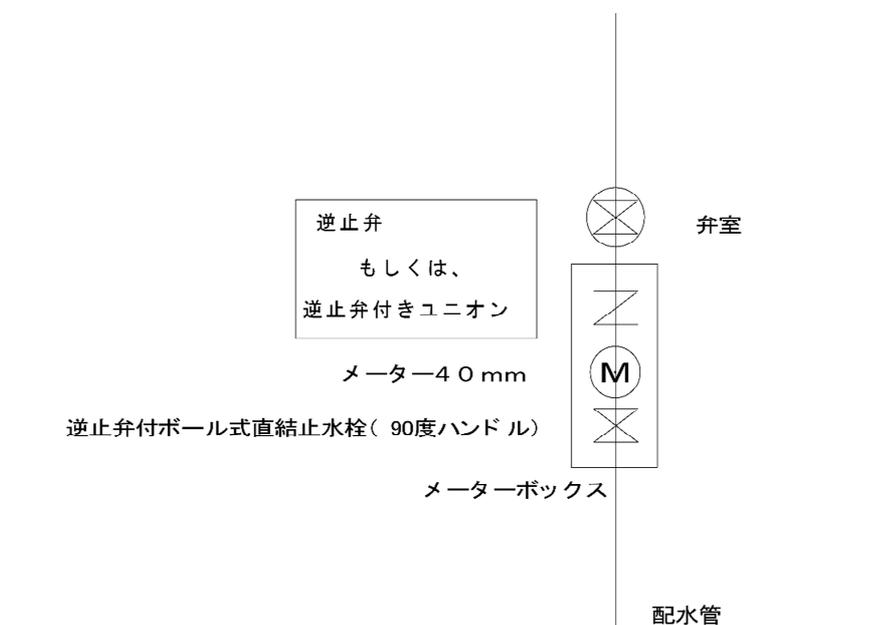


図6-8 逆止弁設置参考図(40mm用)

メーター50mm

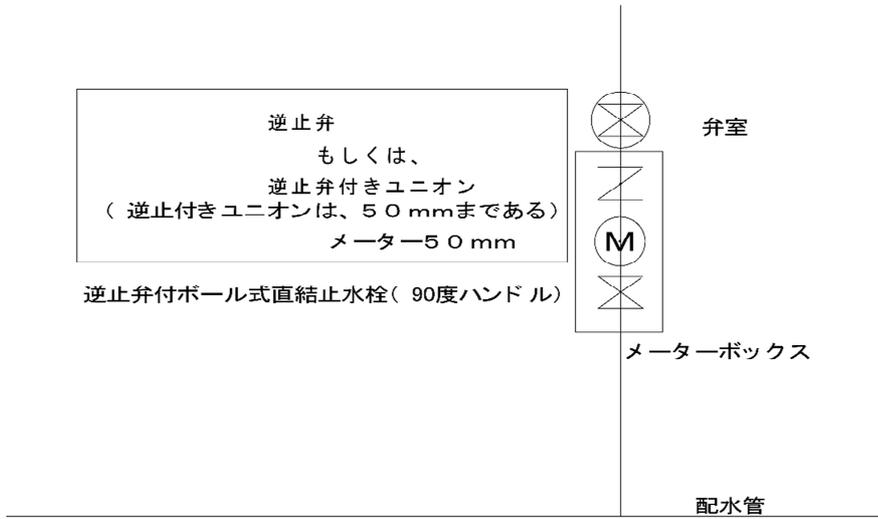


図6-9 逆止弁設置参考図(50mm用)

メーター75mm以上

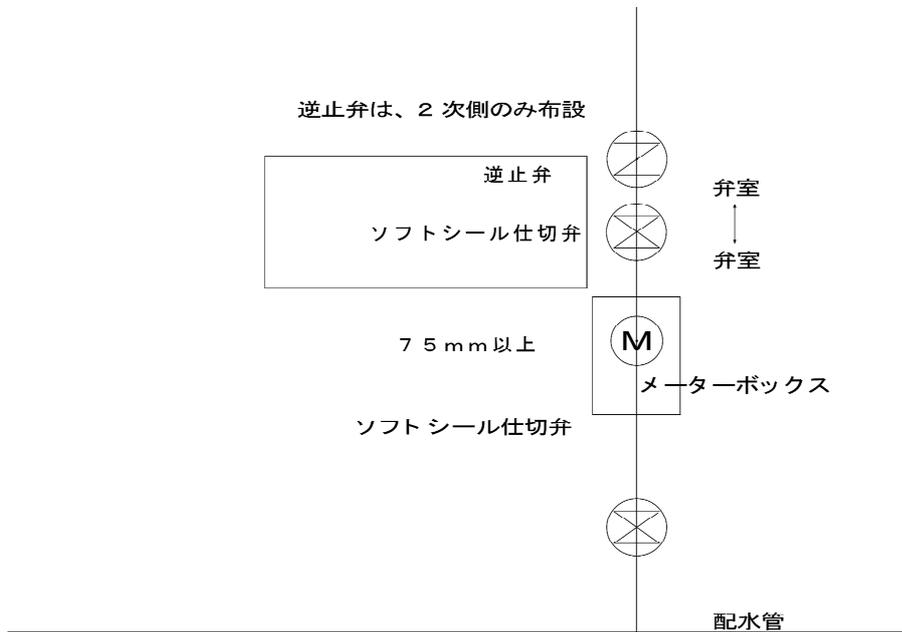


図6-10 逆止弁設置参考図(75mm用)